

平成 30 年度 事業計画



社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会

平成 30 年度事業計画

<基本方針>

近年、少子高齢化の急速な進展、人口減少や核家族化に伴う世帯構成の変化、家族関係を含む人間関係の希薄化などにより社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困など福祉課題が複雑化、多様化しており、法律や制度の狭間となる課題が山積しています。

緑区は、子育て世代が多く居住する地域や住民の多くが大規模団地に居住する地域、一戸建てに単身で居住する高齢者が多い地域など様々な地域があり、地域性の違いにより、課題も様々です。

そのような中、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築という方針が示されています。

これらを踏まえ本会では、地域住民の主体による支えあい活動をさらに推し進めるため、学区地域福祉推進協議会との連携をさらに強化するとともに、区内で活動するボランティア・NPO、社会福祉施設・事業者、行政機関などと連携・協力し、地域住民による見守り、助けあいの活動である「ふれあいネットワーク活動」の推進など、住民どうしが共に支えあえる福祉のまちづくりを進めます。

「地域支えあい事業」は、既に事業に取り組んでいる4学区への支援を継続するとともに、未実施の学区に対し事業実施に向けた働きかけを行います。幅広い層の住民の協力を得て、コミュニケーションを図りながら、住民ひとりひとりの困りごとのニーズ把握ならびに解決の支援に取り組んでいきます。

緑区では第3次地域福祉活動計画においてたまり場（サロン）の充実を進めていますが、「介護予防・日常生活支援総合事業」（「新しい総合事業」）が開始されたことに伴い、多くのたまり場が新たに開設されています。地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、仲間づくりの観点から、今後更なる充実を図るため、たまり場実践者の交流会・情報交換会、たまり場講座などを開催し、たまり場の開設や運営の支援について、より積極的に行っていくとともに、子育て世代が多い緑区の特徴を活かし、世代間交流を進めるなど、緑区の特色にあった支援を進めていきます。

『緑区社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画』は、最終年度を迎えるため、今年度は新たに『緑区第4次地域福祉活動計画』の策定に取り組みます。第3次活動計画での評価や課題等を基に、委員会や各部会等を開催し、平成31年度からの地域福祉活動計画を策定します。

はつらつ長寿推進事業については、平成30年度から3年間、事業受託法人として引き続き選定されました。健康体操やレクリエーション活動など参加者の介護予防のためのプログラムを実施しながら仲間づくりを進め、“こころ”と“からだ”と“頭”の健康＝はつらつレンジャーをめざした事業を引き続き実施します。

また、参加者が自主的な介護予防活動を始めるための支援や地域活動への参加につながるよう支援をあわせて行います。

地域における福祉活動と、在宅保健福祉サービスの提供を総合的に推進するための拠点となる緑区在宅サービスセンターの整備については、UR鳴子団地J街区に新築される予定の物件を賃借し、関係機関と調整しながら開設に向けての準備を進めていきます。

名古屋市緑福社会館・児童館の運営については、コンソーシアムを組んでいる特定非営利活動法人こどもNPOと協力し、利用者の生きがいつくり、居場所づくりの事業に取り組みます。

福社会館においては、回想法やコグニサイズを始めとした認知症予防プログラムを取り入れた講座を定期的実施し、認知症予防に積極的に取り組むとともに、地域において認知症予防の普及・啓発ができるリーダー養成を行う「拠点型認知症予防事業」を引き続き進めていきます。

緑区北部いきいき支援センターの運営については、高齢者の身近な相談窓口として、区民への相談支援や地域のケアマネジャー等の支援、孤立防止の見守り支援、認知症の方や介護する家族への支援を関係機関との連携のもとに進めます。また、緑区における地域包括ケア推進に向け、区役所・保健センター等の関係機関や地域の医療・保健・福祉等の関係者と福祉課題等について協議するとともに、地域包括ケア推進会議や認知症専門部会の事業運営に取り組みます。

緑区介護保険事業所については、地域資源の活用や事業所間の連携など、より多くの方の「あなたらしさを応援」することを最優先に考えた質の高い介護サービスを安定して提供できるよう、社協の特性を活かした事業所運営を進めていきます。

これらの方針について、より効率よく実施するため、職種間の業務連携及び意思疎通を図り、社協の総合力をもって取り組んでいきます。

I 第3次地域福祉活動計画の推進・評価と第4次地域福祉活動計画の策定

1 推進体制

(1) 地域福祉推進委員会の開催

(2) 補助事業評価委員会の開催

(3) 住民主体・住民参加による活動計画の推進

緑区住民による3つのグループ（たまり場・人づくり・情報）、リーダー会等を中心とした計画を推進します。

(4) 第3次活動計画評価委員会の開催

2 策定体制等 <新規>

(1) 第4次活動計画策定委員会の開催

(2) 作業部会およびワーキンググループの開催

II 地域福祉の推進

1 地域福祉推進協議会等の支援

(1) 地域福祉推進協議会事業への支援

(2) ふれあい給食サービス事業への支援

(3) 地域支えあいマップづくりへの支援

(4) 推進協つながり応援事業実施への支援

(5) 推進協連絡会の開催

(6) 推進協研修会の開催

(7) ふれあい給食情報交換会の開催

(8) 学区敬老関連事業補助金の交付

(9) 学区広報協力費の交付

(10) 地域における支えあい活動の推進

(11) 外国人との交流の場づくり

(12) 子育て支援活動への支援

・学区子育てサロンの支援

・子育て学習会の開催

・緑区子育て支援ネットワーク連絡会への参加 等

2 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの運営

(2) ボランティアアドバイザー事業

ボランティアアドバイザーにより、ボランティアに関する普及啓発や相談受付等を実施します。

(3) ボランティア情報発信

ホームページなどを活用した情報発信に努めます。

(4) 「緑区地域福祉のつどい」の開催

緑区において地域福祉活動へ取り組まれている方々への顕彰と、区民の地域福祉活動への参加促進を図ります。

(5) ボラネットみどりの活動支援

(6) 名古屋みどり災害ボランティアネットワークとの連携

- ・防災及び災害ボランティアセンターに関する普及啓発等
- ・総合防災訓練における災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施

(7) 地域支えあい事業の実施

- ・鳴子・長根台学区（土曜サロン鳴子）、戸笠学区（カフェ戸笠）、平子学区における住民主体の見守りや相談支援、支えあい活動の支援
- ・未実施学区への事業実施に向けた支援

3 福祉教育の支援、推進

(1) 学校・地域等の福祉教育への協力

(2) 福祉教育資材等（車いす、高齢者疑似体験セット、プロジェクター等）貸出し

(3) 福祉ライブラリーの設置（図書、ビデオ等の貸出し）

(4) 福祉学習サポーターとの協働による地域ぐるみの福祉教育推進

4 地域のたまり場（ふれあい・いきいきサロン）づくりの支援、推進

(1) たまり場交流会の開催

(2) たまり場の担い手の支援・育成

(3) たまり場実態調査

- ・各たまり場の運営状況等の調査（課題の明確化と、対応策の検討）

(4) 多様なたまり場づくりの支援

(5) たまり場講座

(6) たまり場交流見学会

5 生活支援の基盤整備と充実

(1) 緑区生活支援連絡会の運営

- ・地域の生活支援ニーズの把握と情報の見える化（課題の明確化と、対応策の検討）
- ・生活支援の関係者間の情報交換

6 広報・啓発

(1) 広報紙「みどりのふくし」の発行（年3回）

(2) 緑区社協ホームページによる情報発信の充実

- (3) ブログによる緑区社協事業等の紹介
- (4) 学区への広報活動等
- (5) 「にじーな」(社協キャラクター)の活用
- (6) 「緑区障害者と区民のつどい」の開催支援

7 拠点整備

- (1) 緑区在宅サービスセンター開設に向けての準備

Ⅲ 福祉サービスの実施

- 1 寝具クリーニングサービス事業の実施
- 2 車いす貸出し事業の実施
- 3 車いす用リフト付乗用車貸出し事業の実施
- 4 点訳・音訳事業の実施

Ⅳ 貸付事業、援護事業等

- 1 愛知県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」窓口業務の実施
- 2 法外援護事業等の実施
 - (1) 低所得者に対する緊急援護(緑区役所福祉部保護係に委託)
 - (2) 生活困窮者に対する食料支援(NPO法人セカンドハーベストと連携)

Ⅴ 助成事業

- 1 赤い羽根共同募金助成事業

緑区のみなさまからお寄せいただいた共同募金の配分金を財源として、緑区内において地域福祉事業に取り組むボランティアグループやNPO等に対して、事業経費の一部を助成します。

助成希望団体を募集し、補助事業評価委員会による審査を経て交付先を決定。
- 2 ははの箱助成事業

緑区歯科医師会からの特定寄付金を財源として、本会会員及び本会ボランティアセンターに登録しているボランティアグループに対して、その事業や活動に必要な備品を購入するための費用を助成します。

(助成希望団体を募集し、補助事業評価委員会による審査を経て交付先を決定)

Ⅵ 受託事業

- 1 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業「はつらつクラブ」の実施
65歳以上の高齢者を対象として、介護予防や仲間づくり、社会参加などにつなげることを目的に実施します。(区内16会場)

スローガン『～老いと戦い・病気に打ち勝つ～

シルバー戦隊 はつらつレンジャー』

- ① 介護予防につながるプログラムの実施
- ② 参加者満足度調査等の実施
- ③ 参加期間終了後の継続的支援
- ④ 参加者同士の交流支援、自主活動・地域行事等への参加促進
- ⑤ ボランティアの養成・活用

- 2 名古屋市緑福社会館・児童館の管理・運営

名古屋市の施設に係る指定管理者制度のもと、特定非営利活動法人こどもNPOとコンソーシアムを組み、指定管理者として選定された団体として、名古屋市緑福社会館・児童館の管理・運営を行います。

なお、本会は、福社会館の管理・運営を行います。

- (1) 趣味の講座や健康教室等の開催
- (2) レクリエーション活動や同好会活動の支援
- (3) 認知症予防事業の実施
- (4) 児童館との合同による「わんさかまつり」の開催
- (5) 生活相談・健康相談など相談事業の実施
- (6) 出張講座の開催

Ⅶ その他の主要事業

- 1 賛助会員の募集

- 2 区政運営方針記載項目の連携実施

平成30年度緑区区政運営方針「みどりっちプラン」記載項目について、緑区役所、緑保健センターと連携・協働して取り組みます。

- (1) 防災訓練、災害ボランティアセンター開設・運営訓練、防災フェスタ、防災講座の実施
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 子育て支援活動への支援
- (4) 高齢者の孤立防止・生活支援の強化
- (5) 地域支えあい活動の推進

- (6) 在宅サービスセンターの設置推進
- (7) 障害のある人もない人も共につくる緑区民のつどいの開催
- (8) 花と緑にあふれる庁舎づくり

3 緑区共同募金委員会への協力

- (1) 赤い羽根共同募金運動への協力
- (2) 災害義援金の募集・受入等への協力

4 緑区災害ボランティアセンターの運営

地震、水害などの災害発生により、名古屋市が緑区役所に災害ボランティアセンターを設置した場合、名古屋市との協定に基づき当該センターを運営
平時は、みどり災害ボランティアネットワークとの協働により訓練を実施

- (1) 区役所での設置運営訓練
- (2) 総合水防訓練における設置運営訓練
- (3) 宿泊型防災訓練での設置運営訓練
- (4) 総合防災訓練における設置運営訓練

5 名古屋市緑区北部いきいき支援センターとの連携・協力

【担当区域（16小学校区）】

旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、
常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山

※上記以外の区域は、緑区南部いきいき支援センター（一般財団法人
名古屋市療養サービス事業団が受託）が担当。

- (1) 総合相談支援・権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、認知症家族支援事業、見守り支援事業の運営
- (2) 緑区地域包括ケア推進会議及び認知症専門部会の事業運営
- (3) 『認知症の方にやさしい店』の啓発と『認知症カフェ』の拡充
- (4) 介護予防の取り組みの啓発と推進
- (5) 介護支援専門員向けの研修会や医療相談支援事業の実施

6 名古屋市社会福祉協議会緑区介護保険事業所への協力

名古屋市社会福祉協議会が事業者として実施するなごやかヘルプ事業、居宅介護支援事業へ協力します。

7 職員の資質向上・組織力の強化

区民サービス向上のため、職員個々の資質の向上を図るとともに、職種間連携を常に意識し、社協の持てる全機能を総合的に区民に提供できるよう努めます。



緑区社協マスコットキャラクター にじー谷